

見 積 参 考 資 料

業務委託名 令和８年度幹線管きょ耐震改築詳細設計業務委託（その３）

- １ 本見積参考資料は、積算数量の積算内容を示したもので、契約上の拘束力を生じるものではなく「設計図書」とはならない。

よって、目的物を完成させるための一切の手段については、受注者の責任において定めるものとする。

２ 設計金額の表示単位

本業務の設計金額の表示単位は、以下のとおりとする。

項 目	数値処理	単位（円）
１．第１～２号内訳書	別紙１のとおり	円止まり
２．第３号内訳書	１円未満切り捨て	円止まり
３．第１～６号単価表	１円未満切り捨て	円止まり
４．直接人件費	－	円止まり
５．直接経費	千円未満切り捨て	千円止まり
６．直接原価	－	円止まり
７．その他原価	１円未満切り捨て	円止まり
８．間接原価	－	円止まり
９．業務原価	－	円止まり
１０．一般管理費等 （業務価格）	業務価格が万円単位になるように、 10,000円未満を端数調整	円止まり
１１．業務価格	－	万円止まり
１２．直接作業費	－	円止まり
１３．共通仮設費率分	千円未満切り捨て	千円止まり
１４．共通仮設費	－	円止まり
１５．純作業費	－	円止まり
１６．現場管理費	千円未満切り捨て	千円止まり
１７．作業原価	－	円止まり
１８．一般管理費等 （作業価格）	作業価格が万円単位になるように、 10,000円未満を端数調整	円止まり
１９．作業価格	－	万円止まり
２０．消費税相当額	－	円止まり
２１．設計金額	－	円止まり

3 積算条件

本業務は、下記の条件で積算を行っている。

単価適用年月 令和8年8月

4 積算歩掛基準について

【管路施設実施設計業務（改築・詳細設計）】

1) 第1号内訳書の「管更生工法（内径800mm以上）」について

- ・下水道用設計標準歩掛表 令和7年度 ー第3巻 設計委託ー 公益社団法人日本下水道協会の「〔I〕管路施設実施設計業務」の「（ハ）管路施設実施設計業務（改築・詳細設計）」の「管更生工法（内径800mm以上）」の歩掛を採用している。
- ・補正率については見積参考資料【別紙2】の条件で算出しており、補正率の計算方法及び端数処理については、見積参考資料【別紙1】のとおりである。

2) 第2号内訳書の「管路施設耐震設計 レベル1地震動及びレベル2地震動」について

- ・下水道用設計標準歩掛表 令和7年度 ー第3巻 設計委託ー 公益社団法人日本下水道協会の「〔I〕管路施設実施設計業務」の「（ニ）管路施設実施設計業務（新設及び改築・詳細設計）」の「耐震設計」の「（レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を行う場合）」の歩掛を採用している。
- ・補正率については見積参考資料【別紙2】の条件で算出しており、補正率の計算方法及び端数処理については、見積参考資料【別紙1】のとおりである。

3) 第3号内訳書の「設計協議（詳細設計）」について

- ・下水道用設計標準歩掛表 令和7年度 ー第3巻 設計委託ー 公益社団法人日本下水道協会の「〔I〕管路施設実施設計業務」の「（ニ）管路施設実施設計業務（新設及び改築・詳細設計）」の「設計協議（詳細設計）」の歩掛を採用しており、5回分（うち中間打合せ3回）を見込んでいます。

4) 第1号単価表の「報告書作成」について

- ・下水道用設計標準歩掛表 令和7年度 ー第3巻 設計委託ー 公益社団法人日本下水道協会の「〔I〕管路施設実施設計業務」の「（ニ）管路施設実施設計業務（新設及び改築・詳細設計）」の「報告書作成（詳細設計）」の歩掛を採用している。
- なお、割増しは見込んでいない。

5) 報告費 印刷製本費について

- ・下記の式により算出したものを設計計上している。

$$\text{印刷製本費} = (10 - 0.5 \times A)\% \times \text{直接人件費} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \quad (\text{成果品 1 部})$$

$$A = \text{直接人件費} / 1,000,000 \quad (\text{小数第3位四捨五入})$$

$$(10 - 0.5 \times A)\% \quad \text{はパーセント表示の小数第3位四捨五入}$$

6) その他原価・一般管理費等について

- ・令和7年度 業務関係積算基準及び標準歩掛に基づいて算出している。
- ・その他原価の算出過程における $\alpha / (1 - \alpha)$ の端数処理は、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出している。
- ・一般管理費の算出過程における $\beta / (1 - \beta)$ の端数処理は、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出している。

【管路調査業務】

1) 第3号単価表の「管きょ換気工」について

- ・下水道管路管理積算資料—2023— 公益社団法人日本下水道管路管理業協会の「第3章 仮設工」の「3-3-2 管きょ換気工」の「A-1 管きょ換気工」の歩掛を採用している。
なお、諸雑費の算出については、円単位で小数以下を切り捨てている。

2) 第4号単価表の「トラック運転工」について

- ・下水道管路管理積算資料—2023— 公益社団法人日本下水道管路管理業協会の「第3章 仮設工」の「3-3-2 管きょ換気工」の「B-1 トラック運転工 2t積」の歩掛を採用している。

3) 第5号単価表の「発動発電機運転工」について

- ・下水道管路管理積算資料—2023— 公益社団法人日本下水道管路管理業協会の「第3章 仮設工」の「3-3-2 管きょ換気工」の「B-4 発動発電機運転工（4）」の歩掛を採用している。

4) 第6号単価表の「試験費」について

- ・諸経费率（現場管理費、一般管理費等）計算の対象外である。
- ・「ソフトコア採取」は見積りの単価を採用している。
- ・「ソフトコア採取」以外については、令和7年度 岡山市土木工事標準積算基準書 参考資料編【工事・委託】の「各事業編」の「橋梁関係」の「第1章 橋梁点検及び補修（補強）調査設計業務」の「6. 橋梁補修（補強）調査設計」の「15. 試験費」の単価を使用している。

5) 管路調査業務における共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費等率について

- ・下水道管路管理積算資料—2023— 公益社団法人日本下水道管路管理業協会に基づいて算出している。
- ・共通仮設費率、現場管理費率については以下の条件で算出している。

共通仮設費率分の算出式区分	清掃工、巡視工、点検工、調査工の率分
共通仮設費率の作業地域区分	市街地（DID補正）
現場管理費率分の算出式区分	清掃工、巡視工、点検工、調査工、改築工A、修繕工の率分
現場管理費率の作業地域区分	市街地（DID補正）

※現場管理費率については、作業期間を考慮した現場管理費率の補正は行っていない。

- ・共通仮設費及び一般管理費の端数処理について

共通仮設費率分

$$= \text{対象額（P）} \times [\text{共通仮設費率(Kr)} \times 0.5 \times \text{補正係数}]$$

〔共通仮設費率(Kr)×0.5×補正係数〕は算出式を使用しており、共通仮設費率(Kr)に0.5を乗じて端数処理（小数第3位を四捨五入して、小数第2位）を行う。さらに、作業地域を考慮した共通仮設費率の補正係数を乗じて小数第3位を四捨五入して、小数第2位とする。

現場管理費

$$= \text{対象純作業費} \times [\text{現場管理費率(Jo)} \times \text{補正係数}]$$

〔現場管理費率(Jo)×施工地域を考慮した現場管理費率の補正係数〕は算出式を使用しており、現場管理費率(Jo)の端数処理後（小数第3位を四捨五入して、小数第2位）に作業地域を考慮した現場管理費率の補正係数を乗じて小数第3位を四捨五入して、小数第2位とする。

- ・一般管理費等率について、下記の積算条件を適用している。

前払金支出割合	25%を超え35%以下
契約保証の方法	補正しない

一般管理費等率については、下水道管路管理積算資料—2023— 公益社団法人日本下水道管路管理業協会の「表1-5.1 一般管理費等率(Gp)（前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合）」に記載の率に当該補正係数を乗じて得た率を、小数第3位を四捨五入し、第2位としている。

5 設計条件について

別紙2を参照のこと。

6 採用単価について

(1) 決定単価

本業務は、下記のとおり実勢取引価格調査及び見積りに基づき決定した価格を使用している。

名称	規格	単位	単価(円)	備考
送風機損料	軸流式 風量280/320m ³ /min	日	425	
ソフトコア採取	φ 25mm程度 6本/箇所 補修費・処分費含む	箇所	238,000	中大口径 (φ 1000mm以上)

(2) 管路調査業務の上記決定単価にない建設機械等損料は令和7年度版 建設機械等損料表 一般社団法人日本建設機械施工協会の損料表 (13) 欄の損料を使用している。

(3) 岡山市下水道工事設計資材単価表を本市情報公開室(本庁舎2階)にて公表しているので閲覧で確認すること。

上記積算条件は、当該業務の許容価格算出のために使用した条件であり、入札の公平性並びに円滑化を図るため示したもので、入札者の判断基準等を拘束するものではない。よって、上記記載の条件は、入札者の判断基準と相違する場合であっても変更の対象としない。

7 その他

(1) 安全費について

下記のとおり計上している。

交通誘導警備員A		交通誘導警備員B	
昼間	夜間	昼間	夜間
—	—	8	—